

令和 5 年 3 月 13 日

厚 生 労 働 省
国 土 交 通 省

自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の
適用に向けた周知について（バス運転者、タクシー運転者）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に業務の特性等の課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正に伴い、令和6年4月1日から、時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年960時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

そのため、上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用に向けて、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて周知を行っているところです。

つきましては、別添を御活用いただき、周知等に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。